

News Release

2020年5月20日

団体保険における新型コロナウイルス感染症に関する災害保険金等のお支払いについて

このたびの「新型コロナウイルス感染症」でお亡くなりになられた方々に対しまして、心よりご冥福をお祈りするとともに、ご遺族の方々に心よりお悔やみ申し上げます。また、健康被害ならびに事業等に影響を受けておられるお客さまに謹んでお見舞い申し上げます。

MS&ADインシュアランスグループの三井住友海上あいおい生命保険株式会社(社長:丹保 人重、以下「当社」)は、2020年5月1日付ニュースリリースのとおり、個人保険の対象商品において新型コロナウイルス感染症を災害保険金等のお支払対象とする等の取扱いを既に実施しておりますが、今般、団体保険の対象商品においても新たに追加実施いたしますので、お知らせいたします。

これにより、さらに幅広く、お客さまに保障をご提供することとなります。

記

1. 対応内容

○新型コロナウイルス感染症を原因として、死亡または所定の高度障害状態に該当された場合、以下の商品において、災害保険金等をお支払いします。

【支払対象となる商品】

特約名	保険金等
団体定期保険災害保障特約	災害保険金
団体定期保険傷害特約	災害保険金
団体定期保険災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金
団体定期保険こども災害保障特約	災害保険金
団体定期保険こども傷害特約	災害保険金
団体定期保険こども災害割増特約	災害保険金 災害高度障害保険金

○本対応は既にご加入いただいている保険契約を含めて実施します。また、これまでに新型コロナウイルス感染症を原因として死亡または所定の高度障害状態に該当されている場合におきましても、保険金のお支払いの対象といたします。

2. その他

- お客さまによる契約変更のお手続きの必要はございません。
- 本対応に伴う保険料の追加、変更はございません。
- 個人保険については、2020年5月1日付ニュースリリース【「新型コロナウイルス感染症」に罹患されたお客さまの災害死亡保険金等のお支払いについて】をご確認ください。
- 詳細については、別途ご契約者さま(団体)宛にご案内します。

以上